

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【計画の推進に関するもの】（４件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	県の協働推進体制の充実と職員の理解促進について、県庁内各課で実務的に協働に取り組みやすくするためのツールを作成してはどうか。	いただいた御意見は、「県民活動団体と行政、事業者等との協働を進めるための新たな指針」を策定する上で、参考とさせていただきます。
2	県の協働推進体制の充実と職員の理解促進について、全庁的な協働の促進のためには、現場の業務と結び付けて「協働の必要性・効果性」を理解する機会を設けることが重要である。 現場で業務経験を積んだ「主任・主事」クラスの県職員が協働について学ぶ研修の機会を設けてはどうか。	いただいた御意見を踏まえ、協働事例の紹介や、研修機会の確保など、県職員の理解促進に向けた取組を一層進めてまいります。
3	「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進について、NPO組織を支える事務スタッフが必要とされていることから、事務職の経験が豊かな人材として、官公庁や企業等をターゲットとして、「あいかさねっと」への登録の呼びかけを強化することが望ましいと考える。 呼びかけにあたって、「NPOの事務の担い手」について学べる研修をセットで企画してはどうか。	いただいた御意見を踏まえ、県庁内はもとより、広く「あいかさねっと」ホームページを通じた呼びかけの強化など、あらゆる機会を通じて、「あいかさねっと」への登録促進に向けた取組を積極的に展開してまいります。 併せて、やまぐち県民活動支援センターで実施しているNPO向け研修会への参加も呼び掛けてまいります。
4	「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進について、人材の発掘という点で、行政職員（現職・OB・退職を控えた方）への登録を促してはどうか。	いただいた御意見を踏まえ、県庁内はもとより、広く「あいかさねっと」ホームページを通じた呼びかけの強化など、あらゆる機会を通じて、「あいかさねっと」への登録促進に向けた取組を積極的に展開してまいります。（再掲）

【パブリック・コメント等に関するもの】（１１件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討いただきたい。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
6	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月15日の山口新聞)により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
8	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。具体的案件はメ切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。</p>	<p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
9	<p>山口新聞 7/15 に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント14件の記述があったが、1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施をお願いする。</p>	
10	<p>パブリック・コメントの期間が1ヶ月の期間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。</p>	
11	<p>これまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。</p>	
12	<p>パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。</p>
13	<p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。</p>	<p>本計画の改定に際しては、県民活動団体へのアンケート調査や山口県県民活動審議会の開催等、幅広い意見聴取に努めました。</p>

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	年次把握がし易いように、年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると、西暦のみ表記に統一すべきではないか。	本計画の改定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組については西暦・和暦を併記し、今後の取組については西暦のみの記載としています。
15	本文中にいくつか語句解説があったが、他にも本文中各所に県民に馴染みのない専門用語・行政用語が散見される。「語句解説」の追加を御願います。	いただいた御意見を踏まえ、専門用語等に関する語句解説を追加しました。